

市県民税の申告

☎ 税務課(☎62-1205)

令和3年1月1日現在、市内に在住し、昨年中に所得のあった人で、次のいずれかに該当する人は、必ず市県民税の申告をしてください。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税および復興特別所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

また、各年度の納税通知書が送達されるまでに、確定申告または市県民税の申告がされないと、市県民税の税額算定に適用できないものがありますので注意してください。

- ・事業・農業・不動産所得があり、確定申告を要しない人
- ・給与以外の所得が20万円以下の人
- ・公的年金(厚生年金、国民年金など)を受給していて、所得控除(社会保険料控除など)を受けようとする人
- ・医療費控除(セルフメディケーション税制含む)、寄附金税額控除などを受けようとする人
- ・その他上記以外で所得のあった人

※昨年中に所得がなかった人でも、所得証明書などが必要な人および国民健康保険に加入している人は市県民税の申告が必要です。

市県民税の申告用紙は1月下旬に郵送します

昨年、市県民税の申告をした人で市県民税申告書の発送を希望した人には、1月下旬に申告書を郵送します。返信用封筒を同封していますので、新型コロナウイルス感染症防止のため、できる限りそちらを使用した郵送での申告に協力してください。別途申告書が必要な人は、市HPから印刷するか、郵送しますので、連絡してください。

市県民税の申告受付

◆市役所申告会場

時 2月16日(火)～3月15日(月)
9時～12時、13時～16時(平日のみ)

場 7階大会議室

◆出張申告会場

とき	場所
1月28日(木)	小垣江市民センター
29日(金)	
2月1日(月)	北部市民センター
2日(火)	
4日(木)	富士松市民センター
5日(金)	
8日(月)	東刈谷市民センター
9日(火)	

市県民税の申告に必要なもの

- ・確定申告に必要なもの(P4参照)
 - ・筆記具、電卓
- ※来場の際はマスクの着用をお願いします。



受け付けできる確定申告

申告する所得が給与所得や公的年金、雑所得、配当所得(総合課税での申告のみ)、一時所得だけの人(予定納税額のある人は除く)

※内容によっては受け付けできない場合があります。

※医療費控除を申告される人は、あらかじめ医療費控除の明細書の作成をお願いします。

次の申告は刈谷税務署へ

▶事業所得(営業・農業)、不動産所得、土地や株式などの譲渡所得、仮想通貨に関する所得がある場合 ▶住宅借入金等特別控除を申告したり、国外の親族を扶養に追加したりする場合 ▶過年分の申告

時間 9時30分～11時30分

13時～15時30分

他 駐車台数に限りがありますので、注意してください。

ご注意ください!

新型コロナウイルス感染症防止対策として、申告体制を見直しています

▶1日当たりの受付人数を制限します

設定した申告受付人数を超えた場合、後日お越しいただきます(後日分の番号札の配布はありません)。

▶会場内でお待ちいただける人数を制限します

来場時にお渡しする番号札に申告受付時間帯枠の記載をします。記載された時間枠内に再度来場してください(代表者1人での来場に協力してください)。

混雑回避のための分散化にご協力ください

申告会場は大変な混雑が予想されます。特に混雑が予想される2月や月・火曜日などを避けた来場による分散化に協力をお願いします。また体調がすぐれない場合には来場を控えてください。なお、状況によっては午前中に午後の番号札を配布する場合があります。